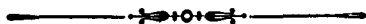


⇒ 第 1 編 ⇒

總 則



○柳泉園組合格約

（昭和35年9月30日）

改正	昭和37年10月15日	昭和38年9月4日
	昭和40年4月15日	昭和42年4月1日
	昭和44年12月25日	昭和45年3月17日
	昭和46年1月22日	昭和52年3月23日
	昭和54年8月13日	昭和55年11月1日
	昭和59年4月1日	平成4年2月21日
	平成13年1月21日	平成19年4月1日

第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、柳泉園組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する市）

第2条 この組合は、清瀬市、東久留米市及び西東京市（以下「関係市」という。）をもつて組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 この組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。

- (1) ごみ処理施設の設置及び運営に関すること。
- (2) し尿処理施設の設置及び運営に関すること。
- (3) 廃棄物の、処理施設から最終処分場までの運搬に関すること。
- (4) この組合が所有する敷地内における、関係市及び周辺住民の福祉の増進に関する施設の設置及び運営に関すること。

（組合の事務所の位置）

第4条 この組合の事務所は、東京都東久留米市下里4丁目3番10号に置く。

第2章 組合の議会

（議会の組織）

第5条 この組合に組合議会を置く。

- 2 組合議会議員（以下「議員」という。）の定数は、9人とし関係市から各3人を選出する。

（議員の選挙）

第6条 前条第2項により選出する議員は、関係市の議会においてその議会議員の

うちから選挙する。

（議員の任期）

第7条 議員の任期は、関係市の議会の議員の任期による。

- 2 議員が関係市の議員でなくなつたときは、その職を失う。
- 3 議員に欠員が生じたときは、その議員の属する関係市の議会において補欠選挙を行わなければならない。
- 4 前項の規定により選出された議員の任期は、前任議員の残任期間とする。

（議長及び副議長）

第8条 議会に議長及び副議長を各1人を置く。

- 2 前項の議長及び副議長は議員のうちから選挙する。
- 3 議長及び副議長の任期は議員の任期による。
- 4 議長に事故あるときは副議長が議長の職務を行う。

第3章 組合の執行機関

（管理者及び副管理者）

第9条 組合に管理者1人及び副管理者2人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、関係市の市長のうちから互選する。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、関係市の市長の任期による。
- 4 管理者及び副管理者が関係市の市長でなくなつたときは、その職を失う。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

（助役）

第10条 組合に助役を置く。

- 2 助役は、管理者が組合議会の同意を得て選任する。
- 3 助役の任期は、4年とする。
- 4 助役は、管理者及び副管理者の事務を補佐し、事務局を監督する。

（会計管理者）

第11条 組合に会計管理者を置く。

- 2 会計管理者は、関係市の会計管理者のうちから管理者が任免する。
- 3 会計管理者は、この組合の会計事務を掌る。

（事務局）

第12条 組合に事務局を置く。

は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和46年1月22日許可）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和52年3月23日許可）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和54年8月13日許可）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和55年11月1日許可）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による東京都知事の許可のあつた日から施行する。
- 2 この規約による変更後の柳泉園組合同約第3条に規定する事項のほか、昭和56年度までに設置する最終処分場の設置及び管理に関する事務については、この組合が処理する。

附 則（昭和59年4月1日許可）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成4年2月21日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成13年1月21日許可）

- 1 この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。
- 2 この規約による変更後の柳泉園組合同約第5条第2項の規定にかかわらず、議員の定数は、西東京市の設置の日から起算して2年間に限り12人とし、その期間において西東京市を除く関係市から各3人を選出し、西東京市から6人を選出する。

附 則（平成19年4月1日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

○柳泉園組合の休日を定める条例

（平成5年3月5日）
（条例第2号）

（柳泉園組合の休日）

第1条 次の各号に掲げる日は、柳泉園組合（以下「組合」という。）の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

（期間の特例）

第2条 組合の事務に関する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

○柳泉園組合の執務時間を定める規則

（平成5年3月25日）
（規則第1号）

（柳泉園組合の執務時間）

第1条 柳泉園組合の執務時間は、柳泉園組合の休日を定める条例（平成5年条例第2号）第1条に規定する休日を除き、午前8時30分から午後5時までとする。

（執務時間外の事務の遂行）

第2条 前条の規定は、執務時間外に事務を遂行することを妨げるものではない。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

○柳泉園組合公告式条例

（昭和42年12月7日）
（条例第7号）

改正 昭和45年3月13日条例第2号	昭和45年9月24日条例第12号
昭和59年1月1日条例第1号	平成9年2月28日条例第2号
平成12年3月10日条例第2号	平成13年3月22日条例第5号

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定により、柳泉園組合の公告式について必要なことを定めることを目的とする。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

（規則に関する準用）

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

（規程の公表）

第4条 管理者の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第5条 第2条の規定は、議会その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、議会その他組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（施行期日の特例）

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。

第1編 総則（柳泉園組合公告式条例）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年条例第2号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年11月28日から適用する。

附 則（平成9年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年1月6日から適用する。

附 則（平成12年条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	場 所	住 所
掲 示 場	柳泉園組合前	東久留米市下里四丁目3番10号
	清瀬市役所前	清瀬市中里五丁目842番地
	東久留米市役所前	東久留米市本町三丁目3番1号
	西東京市役所前	西東京市南町五丁目6番13号

○柳泉園組合表彰条例

（昭和45年9月30日）
（条例第13号）

改正 平成3年12月6日条例第7号

（目的）

第1条 この条例は、柳泉園組合の運営に貢献し、その功労が顕著なる者に対し、表彰することを目的とする。

（基準）

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 管理者、副管理者、議会議員、助役、収入役及び識見を有する者の中から選任された監査委員として満4年以上在職した者
- (2) 柳泉園組合の職員として満15年以上勤務した者
- (3) 柳泉園組合の公益事業に尽力した者及び団体
- (4) 前各号のほか特に管理者が功労顕著と認めた者

2 被表彰者及び団体には、表彰状及び記念品を贈呈する。

（在職年数の計算）

第3条 前条の在職年数は、月をもつて計算し、中断した場合であつても前後の年数を通算し表彰期日において6月以上の端数を生じたときは1年とする。

（表彰審査委員会）

第4条 柳泉園組合は、この条例の趣旨に従い、公平かつ妥当な表彰の実施を図るため柳泉園組合表彰審査委員会を置き、管理者、副管理者及び議長をもつて組織する。

2 柳泉園組合表彰審査委員会について必要な事項は規則で定める。

（被表彰者が死亡した場合の措置）

第5条 この条例によつて被表彰者となつた者がその表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈呈する。

（適用の除外）

第6条 被表彰者が本人の責に帰すべき行為によつて著しく名誉を失つたと認められるときは、適用を除外することができる。

（規則への委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日より適用する。

附 則（平成3年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。